

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第24号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>3 省 略</p> <p><u>(多機能端末機による交付に係る手数料の特例)</u></p> <p><u>4 第2条の規定にかかわらず、多機能端末機による課税所得証明書、非課税証明書、印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付に係る手数料の金額については、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に限り、1通当たり10円とする。</u></p>	<p>付 則</p> <p>3 省 略</p>

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。